

丸の内経営法律事務所報酬規程

Ver1 (2022. 12. 01)

第1 費用概説

1 民事関係

弁護士費用は、「報酬基準規定」に基づいて算定します。

*①弁護士費用には、法律相談料、着手金、報酬金、手数料、出張料金・日当、実費があります。

②「着手金」とは、依頼を受ける際に最初にお支払いいただく費用です。

「報酬金」とは、事件が終了した際に達成の程度に応じてお支払いいただく費用です。

「手数料」とは、書面の提出・作成など、1 回程度の手続で終了する事件についてお支払いいただく費用のことです。

民事事件の着手金・報酬金は、弊所報酬規程に特に定めがある場合以外、事件の対象となる「経済的利益の額」を基準として算定します。

*経済的利益の額の算定方法

金銭債権は債権額

賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額

所有権は対象となる物の時価相当額

占有権・地上権・永小作権・賃借権および使用借権は、その権利性の強弱の程度に応じて対象たる物の時価の5分の1から2分の1の額

経済的利益が算出不能の時は、標準額を800万円としたうえで、事件の内容等により依頼者の皆様とご協議させていただいております。

③実費について

訴訟・調停・示談交渉を提起する場合、収入印紙代、郵券代、各種資料収集の取寄手数料、弁護士照会手数料、交通費、謄写料等が必要となります。

④日当について

出廷日当については、不要となります（但し、一定回数を超えた場合や尋問期日を除きます）。なお、尋問期日は、別途、5万5000円（消費税込み）～となります。

⑤出張料金について

名古屋高等・地方・家庭裁判所本庁・名古屋簡易裁判所への出張料金は無料です。

上記裁判所以外の裁判所、その他当事務所から移動を要する場合には、移動時間に対して出張料金1時間3万3000円と交通費を別途お支払いいただく必要があります。相当の遠方で宿泊を伴う場合の出張日当については別途協議させていただきます。

2 法律相談料

30分あたり5500円（消費税込み）

第2 一般民事等

1 一般民事事件(訴訟・民事調停・示談交渉)

経済的利益の額	訴訟・民事調停着手金	一般民事事件報酬金
300万円以下	8% (税込 8.8%)	16% (税込 17.6%)
300万円～3,000万円以下	5%+9万円 (税込 5.5%+9万9千円)	10%+18万円 (税込 11%+19万8千円)
3000万円～3億円以下	3%+69万円 (税込 3.3%+75万9千円)	6%+138万円 (税込 6.6%+151万8千円)
3億円を超える場合	2%+369万円 (税込 2.2%+405万9千円)	4%+738万円 (税込 4.4%+811万8千円)

* 事件の内容や難易度等に応じて、減額あるいは増額する場合や、時間制報酬となる場合があります。

* 一般民事事件の着手金の最低額は 20 万円(税込 22 万円)、示談交渉着手金は、訴訟・民事調停着手金の2分の1～3分の2を基準とさせていただきます。但し事案により訴訟外の攻撃防御対策を取るなど訴訟に準ずるないし同様の事案等については、訴訟・民事・調停着手金を基準とします。

* 示談交渉から調停申立・訴訟提起に移行した際は差額を追加着手金としてお支払いいただきます。

* 調停から訴訟に移行した際は着手金の5分の1(最低額5万円(税込5万5千円))の追加着手金が発生します。

* 上訴時には、上記着手金の4分の1の上訴着手金をいただきます(但し、最低額は20万円(税込22万円)です)。

* 複雑または困難あるいは訴訟外の対抗策を要するなど、具体的事実の内容により加算される場合があります。

* 出廷日当は、調停・訴訟いずれも第1回から第8回は無料、第9回以降は1回2万円(税込2万2千円)とさせていただきます。但し、調停が訴訟に移行した際は調停・訴訟12回目から1回2万円(税込2万2千円)とさせていただきます。

2 賃料未払による賃貸不動産の建物明渡請求事件(明渡を求める側の依頼に基づく場合)

事件の内容	着手金	成功報酬	備考
建物明渡 訴訟	16万円(税込17万6千円)～※1	28万円(税込30.8万円)～※1	ご依頼から明渡完了(交渉～訴訟～強制執行)までのすべての手続きが含まれます。
家賃回収	10万円(税込11万円)～※2	回収した金額の20%(税込22%)	建物明け渡し訴訟ご依頼とセットでない場合、着手金は15万円(税込16万5千円)～※2となります。

※1 不動産の規模・価格等により加算となる場合があります。

※2 請求額により加算となる場合があります。

3 労働事件(使用者側)

事件の内容	着手金	報酬金
交渉	20万円(税込22万円)(団体交渉の場合は+10万円(税込11万円))	20万円(税込22万円)～ +注2の加算金
労働審判	40万円(税込44万円)	20万円(税込22万円)～ +注2の加算金
訴訟	50万円(税込55万円)	20万円(税込22万円)～ +注2の加算金

交渉・団体交渉から労働審判に移行した場合の追加着手金 20万円(税込22万円)～

交渉・団体交渉から訴訟に移行した場合の追加着手金 30万円(税込33万円)～

労働審判から訴訟に移行した場合の追加着手金 20万円(税込22万円)～

* 報酬加算金

減額した金額	報酬加算金
300 万円以下	16% (税込 17.6%)
300 万円～3000 万円以下	10% + 18 万円 (税込 11% + 19 万 8 千円)
3000 万円～3 億円以下	6% + 138 万円 (税込 6.6% + 151 万 8 千円)

4 保全命令(仮差押・仮処分)申立事件等

保全命令申立事件の着手金は、1 の 2 分の 1 の金額とします。

審尋・口頭弁論を経た場合は、1 の 3 分の 2 の金額とします。

上記 2 から 4 の民事訴訟・調停の依頼とセットの場合は、保全命令の内容に応じて着手金を上記金額の 3 分の 2 に減額します。

着手金は 10 万円(税込 11 万円)を最低額とします。

保全手続きにより事件の解決に至った時は、1 の一般民事事件の報酬金をいただきます。

5 民事執行事件等

着手金は、1 の金額を規準とします。10 万円(税込 11 万円)を最低額とします。

報酬金は、1 の 2 分の 1 の金額を規準とします。

民事執行事件の原因となった事件が当事務所に依頼されていた場合は、執行事件の内容に応じて上記着手金・報酬金を 2 分の 1 に減額します。

第3 離婚事件

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚交渉事件	20万円(税込22万円)～	解決報酬20万円(税込22万円)～ + 経済的利益に対する報酬
離婚調停事件	20万円(税込22万円)～	解決報酬25万円(税込27万5千円)～ + 経済的利益に対する報酬
離婚訴訟事件	30万円(税込33万円)～	解決報酬40万円(税込44万円)～ + 経済的利益に対する報酬

* 離婚交渉から調停に移行した場合、調停から訴訟に移行した場合、離婚交渉 or 調停の報酬はありませんが追加着手金(基本20万円(税込22万円))がかかります。

第4 相続事件

1 相続問題・相続対策に関する法律相談

初回相続相談 30分無料 以後30分毎に5500円(税込)

2 相続人・相続財産調査

10万円～20万円(税込11万円～22万円・実費別)

*相続人が数代前に遡るまたは配偶者の兄弟の系統にまで遡る場合など例外的に多数の系統に渡る場合、相続財産が多額の場合、調査の難易度が高い場合など、例外的な場合は増額させて頂く場合がございます。

3 遺産分割の協議(交渉)・調停・審判

①着手金

事件の内容	着手金
交渉	10万円(税込11万円)～
調停	20万円(税込22万円)～
審判	30万円(税込33万円)～

②報酬

依頼者の得た経済的利益の額に応じて、以下の区分ごとに算定された金額を合計したものです。

経済的利益の額	報酬の算定方法
1000万円以下	当該部分の10%(税込11%)
1000万円～3000万円以下	当該部分の8%(税込8.8%)
3000万円～1億円以下	当該部分の6%(税込6.6%)
1億円～3億円以下	当該部分の5%(税込5.5%)
3億円～	当該部分の4%(税込4.4%)

*報酬金の最低額は、交渉では50万円(税込55万円)、調停では60万円(税込66万円)、審判では70万円(税込77万円)になります。

相続財産確認訴訟、預金等の費消に関する不当利得返還請求ないし損害賠償請求訴訟、

遺言無効確認訴訟などの別訴訟を提起する事案などは、個別にお見積りさせていただきます。

*遺産分割、遺留分などの相続関連事件については、相続税控除前の金額を経済的利益の基準額とします。

*経済的利益には、特別受益や寄与分の主張をされ、減少させた部分等も含まれます。

4 遺留分減殺請求の交渉・調停・訴訟

①着手金

事件の内容	着手金
交渉	10万円(税込11万円)～
調停	20万円(税込22万円)～
訴訟	30万円(税込33万円)～

②報酬

依頼者の得た経済的利益の額に応じて、以下の区分ごとに算定された金額を合計したものです。

経済的利益の額	報酬の算定方法
1000万円以下	当該部分の12% (税込13.2%)
1000万円～3000万円以下	当該部分の11% (税込12.1%)
3000万円を超え1億円以下	当該部分の10% (税込11%)
1億円を超え3億円以下	当該部分の8% (税込8.8%)
3億円	当該部分の6% (税込6.6%)

*報酬金の最低額は、交渉では50万円(税込55万円)、調停では60万円(税込66万円)、訴訟では70万円(税込77万円)になります。

*遺産分割、遺留分などの相続関連事件については、相続税控除前の金額を経済的利益の基準額とします。

*経済的利益には、特別受益の主張をされ、その金額を減らした部分なども含まれます。

5 遺留分減殺請求された場合の交渉・調停・訴訟

①着手金

事件の内容	着手金
交渉	20万円(税込22万円)～
調停	30万円(税込33万円)～
訴訟	40万円(税込44万円)～

交渉から調停に、調停から訴訟に移行する場合は、差額を追加着手金としていただきます。

②報酬

依頼者の得た経済的利益の額（減額の金額）もしくは減殺請求された財産額の3分の1の価額のいずれか高い価額の6～12%に応じて、以下の区分ごとに算定された金額を合計したものです。

経済的利益の額	報酬の算定方法
1000万円以下	当該部分の12%（税込13.2%）
1000万円～3000万円以下	当該部分の11%（税込12.1%）
3000万円を超え1億円以下	当該部分の10%（税込11%）
1億円を超え3億円以下	当該部分の8%（税込8.8%）
3億円を超える場合	当該部分の6%（税込6.6%）

*報酬金の最低額は、交渉では50万円(税込55万円)、調停では60万円(税込66万円)、訴訟では70万円(税込77万円)になります。

*遺産分割、遺留分などの相続関連事件については、相続税控除前の金額を経済的利益の基準額とします。

*経済的利益には、特別受益の主張をされ、その金額を減らした部分なども含まれます。

6 相続放棄

15万円(税込16万5000円)

*債権者数が多いなど複雑な事案もしくは相続発生を知ってから3ヶ月経過後の案件については、協議により加算させていただく場合がございます。

別途相続人調査が必要な事案は、費用が加算される場合があります。

7 限定承認申述

20万円(税込22万円)

以後1人増えるごとに4万円(税込4万4千円)

* 相続財産の調査・債権者数・債権者対応の必要の有無と程度によります。
別途相続人調査が必要な事案は、費用が加算される場合があります。

8 限定承認後精算手続

着手金	報酬
20～30万円(税込22万円～33万円)	20～30万円(税込22万円～33万円) +取得財産額の10%

9 遺言書の検認申立

10万～15万円(税込11万円～16万5千円)

* 期日の立会の有無と出張日当、交通費によります。
別途相続人調査が必要な事案は、費用が加算される場合があります。

10 遺言執行

相続税評価額による執行対象財産額	報酬
1,000万円以下	30万円(税込33万円)
1,000万円を超え3,000万円以下	2.0%+10万円(税込2.2%+11万円)
3,000万円を超え1億円以下	1.0%+40万円(税込1.1%+44万円)
1億円を超え2億円以下	0.9%+60万円(税込0.99%+66万円)
2億円を超え3億円以下	0.8%+80万円(税込0.88%+88万円)
3億円を超え5億円以下	0.6%+140万円(税込0.66%+154万円)
5億円を超え10億円以下	0.5%+180万円(税込0.55%+198万円)
10億円を超える場合	0.4%+230万円(税込0.44%+253万円)

* 遺言執行報酬を計算する「相続税評価額」は、課税価格の特例等により減額される前の評価額となります。また、債務の額は減額されません。

* 遺言執行において、不動産の換価処分、海外財産、多数・多岐の財産、多数の関係

者等により、特段の注意または裁判上の手続など特別の手続きが必要な場合には、別途当事務所弁護士報酬基準に準拠した報酬が加算されることがございます。

* 不動産の相続による所有権移転登記手続等については、別途司法書士報酬が実費として必要となります。

* 遺言の執行上、土地家屋調査士への依頼が必要なときは、土地家屋調査士への報酬が実費として必要となります。

第5 交通事故

1 弁護士費用特約がない場合

①相談料 0円

初回及び2回目の相談料は、無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

*3回目以降のご相談は、30分ごとに5,000円(税込5,500円)の相談料をご請求させていただきます。

②着手金 0円

【着手金についての注意点】

物損事故、無保険者との事故、後遺障害等級非該当となってしまった事案、事故と人身損害との因果関係の立証が必要な事案など複雑・困難な事案については、別途着手金を弊所報酬規定「一般民事事件（訴訟・民事調停・示談交渉）」に準拠してご請求させていただきます。

このような複雑・困難な事案または不透明な事案については、調査案件として、2～10万円(税込2万2千円～11万円)にて調査をさせていただく場合がございます。この場合、調査の結果から3か月以内に受任に至った場合は、調査料は着手金内金にあてさせていただきます。

③報酬金 完全後払い制

保険会社の提示がない場合	18万円+回収額の8%～10% (税込19万8千円+回収額の8.8%～11%) (2,000万円以下10% 2,000万円超8%)
保険会社の提示がすでにある場合	18万円+提示額から増額した分の20% (税込19万8千円+提示額から増額した分の22%)

【報酬についての注意点】

- ・民事調停や交通事故紛争処理センターへ申立した場合には、+別途5万円(税込5万5千円)を加算します。
- ・裁判を提起した場合は、別途10万円(税込11万円)を加算いたします(民事調停もしくは紛争処理センターへの申立て後に訴訟提起した場合は5万円(税込5万5千円))。

物損事故、後遺障害等級非該当となってしまった事案・事故と人身障害の因果関係の立証が必要な事案など複雑・困難な事案は、弊所報酬規定「一般民事事件（訴訟・民事調停・示談交渉）」に準拠して着手金・報酬をご請求させていただきます。

異議申し立てもしくは訴訟を行い、新たに等級認定を獲得した場合ないしすでに認定されていた等級よりも上位の等級を獲得した場合には、この獲得したことにより増額となった

部分については、上記割合（％）を 11.5 倍とさせていただきます。

事件等の内容や難易度、回収見込み総額等により、
相談料や着手金を頂く場合
報酬金を減額又は増額させていただく場合
タイムチャージ制による報酬とさせていただく場合
もございます。

④その他の費用

上記料金とは別に実費（印紙代、郵便切手代など）が必要となります。
遠方への出張を伴う事件処理については、出張日当と交通費を申し受けます。

⑤実費

当事務所に保険会社との交渉・訴訟をご依頼いただいた場合、以下の実費が発生します。

刑事事件記録の取得費用

医療機関の診療録・画像などの検査記録の入手費用、診療録などの翻訳費用

医師による診断書・意見書・鑑定書などの作成費用

交通工学などの専門家による意見書・鑑定書などの作成費用

裁判所に納付する訴訟費用（印紙代・郵便切手代・鑑定費用）

関係機関に対する弁護士照会費用

事故現場など撮影費用

郵送料

その他、案件遂行に要する費用

⑥出張料金について

名古屋地方・家庭裁判所本庁・名古屋簡易裁判所以外の裁判所、その他当事務所から移動を要する場合については、移動時間に対して出張日当を半日当たり 3 万円(税込 3 万 3 0 0 0 円)と交通費を別途お支払いいただく必要がございます。相当の遠方で宿泊を伴う場合の出張日当については別途協議させていただきます。

2 弁護士費用特約がある場合

①相談料

交通事故に関する弁護士費用特約付きの保険に加入されている方は、相談料（30分ごとに 5 0 0 0 円(税込 5 5 0 0 円)）を保険会社へご請求させていただきますので、相談時にお客様がお支払いいただく必要はございません。この場合、10万円(税込 11万円)まで

の相談料は、お客様が加入されている保険会社から支払われます。

②着手金及び報酬金

保険会社に弁護士費用を負担してもらえる範囲は通常 300 万円となります。

* 弁護士費用特約による場合の報酬額は、保険会社に旧日本弁護士連合会報酬等基準規程または LAC の弁護士保険における弁護士費用の保険金支払い基準に準拠させていただきます。

弁護士費用特約をご利用になる場合、お客様が契約されている損害保険会社が弁護士費用を支払うため、その限度額の範囲内では、お客様のご負担はありません。

③その他の費用

上記料金とは別に実費（印紙代、郵便切手代など）が必要となります。

遠方への出張を伴う事件処理については、出張日当と交通費を申し受けます。

弁護士費用特約付きの保険に加入されている場合は、下記の費用についても保険会社に請求させていただいております。

④実費

当事務所に保険会社との交渉・訴訟をご依頼いただいた場合、以下の実費が発生します。

刑事事件記録の取得費用

医療機関の診療録・画像などの検査記録の入手費用、診療録などの翻訳費用

医師による診断書・意見書・鑑定書などの作成費用

交通工学などの専門家による意見書・鑑定書などの作成費用

裁判所に納付する訴訟費用（印紙代・郵便切手代・鑑定費用）

関係機関に対する弁護士照会費用

事故現場など撮影費用

郵送料

⑤その他、案件遂行に要する費用

・出張料金について

名古屋高等・地方・家庭裁判所本庁・名古屋簡易裁判所は出張料金は無料です。名古屋地方・家庭裁判所本庁・名古屋簡易裁判所以外の裁判所、その他当事務所から移動を要する場合については、移動時間（往復それぞれ 15 分を控除した時間とします）に対して出張日当 3 万円(税込 3 万 3 0 0 0 円)と交通費を別途お支払いいただく必要がございます。相当の遠方で宿泊を伴う場合の出張日当については別途協議させていただきます。

* ご加入の保険会社によっては、相談料・着手金・報酬金・その他の費用について、お客様のご負担が発生する場合があります。

第6 任意整理、時効援用、過払い金請求、個人再生、破産事件

1 任意整理

1社あたり5万円(税込5万5千円)又は減額報酬10%の多い方の額

2 時効援用

①時効援用通知送付: 1社あたり5万円(税込5万5千円)※

②支払督促対応: 1社あたり6万円(税込6万6千円)※

③訴訟対応(第1回期日まで): 1社あたり10万円(税込11万円)

※時効中断が争点になった場合などで、時効援用が争われた場合等で、それ以降の対応も代理する場合には別途契約が必要となります。

第2回期日以降の対応を要する場合は4万円(税込4万4千円)/1社あたりと加算となります。

3 過払い金請求

①完済 不要

・任意交渉による場合

1社あたり2万円+返還金額の19%

(税込1社あたり2万2千円+返還金額の20.9%)

・訴訟提起の場合

1社あたり2万円+返還金額の21%

(税込1社あたり2万2千円+返還金額の23.1%)

②残債務あり

・任意交渉による場合

1社あたり2万円+減額報酬10%+返還金額の19%

(税込1社あたり2万2千円+減額報酬11%+返還金額の20.9%)

・訴訟提起の場合

1社あたり2万円+減額報酬10% 返還金額の21%

(税込1社あたり2万2千円+減額報酬11%+返還金額の23.1%)

4 個人再生

30万円~35万円(税込 33万円~38万5000円)

+再生計画の認可が得られたとき10万円~30万円(税込11万円~33万円)

5 自己破産

①同時廃止事件

25万円~(税込27万5000円~)

+ 免責報酬 10万円～20万円(税込11万円～22万円)

* 債務総額・債権者数・免責の困難性などにより、25～40万円(税込27万5千円～44万円)となります。

②管財事件

40万円～(税込44万円～) ※

+ 免責報酬 10万円～20万円(税込11万円～22万円)

* 債務総額・債権者数・配当見込み財産額、事業者であるかなどによって、40～60万円(税込44万円～66万円)となります。

③法人破産

70万円～(税込77万円～)

* 負債額に加え、債権者数、事業所数、従業員数によります。また、管財人事務所・裁判所・債権者集会等への出張費用・交通費は別途で請求させていただきます。